

65歳以上の  
高齢者対象

# 補聴器の購入費を助成します

(伊佐市高齢者補聴器購入費助成事業)



伊佐市では、加齢による聴力機能の低下により日常生活に支障のある在宅で生活する高齢者を対象に、介護予防並びに認知症予防を目的として、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成します。

## 対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- 伊佐市に住所を有し、在宅で生活している65歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方で、耳鼻科の医師から補聴器の必要性が認められた方
- 市税等の滞納がない方



## 助成内容

30,000円を上限として、1人1回に限り助成

※助成対象は補聴器本体1台分(集音器は対象外)

※助成対象経費の2分の1以内の額で、上限は30,000円

※付属品(補聴器本体の使用に必要なものを除く)、送料、診断料、文書料などは助成対象外

※申請後、助成金交付が決定された後に購入してください

申請前に購入されたものは助成対象外

## 申請方法

裏面の **～手続きの流れ～** をご覧ください。



**【裏面をご覧ください】**

### 【お問い合わせ先】

伊佐市役所 電話:23-1311

大口庁舎 長寿介護課高齢福祉係(内線 1224)

菱刈庁舎 長寿介護課分室高齢者支援係(内線 2173)

# ～手続きの流れ～

## ① 申請書の入手

市役所窓口(大口庁舎別館1階長寿介護課・菱刈庁舎高齢者支援係)にて、申請書と医師意見書用紙(市指定の様式)をお渡します。



## ② 耳鼻咽喉科の受診

医師意見書用紙を持って、耳鼻咽喉科を受診します。

医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書の記入を依頼してください。

※受診料・検査料・文書料等は自己負担です。



## ③ 申請

下記の書類を市役所大口庁舎・菱刈庁舎担当窓口<sup>①</sup>に提出してください。

○申請書

○医師意見書(聴力検査の結果の原本またはコピーを添付してください。)

○見積書(認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が発行したもの)

※医師意見書の作成日から3か月以内を目途に提出してください。



## ④ 決定

市から補聴器購入費助成事業交付決定通知書と請求書用紙(市指定の様式)が届きます。

※交付決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。

## ⑤ 購入

1 補聴器を購入し、購入店から領収書(補聴器の型番のわかるもの)をお受け取りください。※宛名は申請者本人に限ります。

2 請求書(市指定の様式)と領収書(補聴器の型番のわかるもの)の写しを市役所大口庁舎・菱刈庁舎担当窓口に提出してください。

※交付決定通知書が届いてから補聴器を購入してください。



## ⑥ 助成

提出書類を確認後、申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。

